

豊橋市自然史博物館における科学研究費助成事業等の研究実施規定

(目的)

第1条 この規程は、豊橋市自然史博物館（以下、「当館」という。）の職員が行う研究のうち、科学研究費助成事業等（以下「助成事業等」という。）を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって研究成果をあげるとともに研究成果の普及をはかることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において助成事業等とは、次の各号に掲げる研究助成事業をいう。

- (1) 研究者が、自主的に研究テーマを設定して申請し、国又は国が所管する独立行政法人及び財団法人等（以下「国等資金配分機関」という。）の審査を経て交付される研究資金によって実施される事業
- (2) 国等資金配分機関が、特定の研究課題を示して公募する事業において、採択を受けた研究者又はそのグループの所属機関と資金配分機関との間で委託契約が結ばれる研究費（再委託契約によるものも含む。）によって実施される事業

(組織の責任体制)

第3条 博物館に、助成事業等の運営及び管理を統括し、最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置き、館長をもって充てる。

2 最高管理責任者を補佐し、助成事業の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下、「統括管理責任者」という。）を置き、学芸専門員をもって充てる。

3 研究倫理教育責任者を置き、主任学芸員をもって充てる。

(研究を行う職)

第4条 研究活動に従事するものは、豊橋市職員の職名等に関する規則による「学芸員」として自然史博物館に所属するものとする。

(研究計画の策定)

第5条 学芸員は、助成事業等による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲内において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

2 当該研究計画を立案し実施しようとする学芸員は、あらかじめ、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会等が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを館長に提出するものとする。

(研究の実施)

第6条 学芸員は、助成事業等による研究を行う場合は、豊橋市自然史博物館の活動として実施するものとする。

(研究成果の取扱い)

第7条 学芸員は、助成事業等により行った前条の研究については、他の規程に係わらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができるものとする。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第8条 助成事業等による研究を行う学芸員は、助成事業等に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを館長に提出するものとする。

(管理等の事務)

第9条 助成事業等の研究計画調書の取りまとめは調査研究グループ、補助金の経理管理等の事務は、管理・教育普及グループが所掌する。

2 管理・教育普及グループは、学芸員の依頼に基づいて物品の発注を行う。当該研究に従事する学芸員は発注を行わない。

- 3 調査研究グループは、業者が事務局に持ち込んだ物品について、品名・数量等を確認後、納品させる。
- 4 管理・教育普及グループは、学芸員の依頼に基づいて出張伺いの決裁を取る。用務終了後に、出張報告書、領収書及び航空券半券等により事実確認を行う。
- 5 管理・教育普及グループは、学芸員からの依頼に基づいて非常勤職員の雇用伺いの決裁を取る。作業終了後に勤務報告等により、事実確認を行う。

(内部監査)

第10条 研究費の適正な管理のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定）を踏まえ、内部監査を行う。

- 2 内部監査は、主幹が行う。
- 3 監査の対象は、前年度の契約実績の約10%を抽出したものとし、会計書類の検査並びに購入物品の使用状況等に関する研究者からのヒアリングにより確認する。

(コンプライアンス教育等)

第11条 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定）を踏まえ、科研費等の運営・管理に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を行い、不正を行わないことなどを盛り込んだ誓約書を提出させる。誓約書の提出がない場合は、助成事業等の管理・運営に関わらせない。

- 2 公正な研究活動を推進するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を踏まえ、研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を行う。
- 3 コンプライアンス推進責任者を置き、学芸専門員をもって充てる。

(法令等の遵守)

第12条 当館及び当館に所属する学芸員は科研費による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関する事項を遵守するものとする。

附 則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。